

調布市空き家等管理活用支援法人指定方針

1 趣旨

調布市空き家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関する事務取扱要綱（以下「要綱」という。）第2に規定する指定を行う際の方針を定めたものである。

調布市は令和9年度から令和12年度までを期間とする後期基本計画の策定に向け準備を進めており、空き家施策においても検討を進めているところである。今後の空き家施策を効果的に進めるのに当たり、基本計画期間と連動した空き家等管理活用支援法人の指定期間を設定するため令和9年度に再度指定を行うことから、令和8年度の指定期間は1年間とする。

また、これまでの実績、事例蓄積状況、事業継続性等を考慮し令和8年度空き家等管理活用支援法人には現指定法人を指定するものとする。

なお、本方針は指定の状況等を踏まえ、適宜見直すこととする。

2 指定に係る業務内容

要綱第4第5号に規定する「調布市の空き家等対策の推進のために支援法人に行わせる必要があると認められる」業務は、次の通りとする。

- (1) 空き家等相談窓口業務（既存の協定団体との連携）
- (2) 空き家問題に関する情報発信やセミナー等啓発事業
- (3) 空き家の適正管理業務
- (4) 他自治体との空き家施策広域連携事業

3 指定する支援法人の数及び指定の期間

指定する支援法人の数及び指定の期間は、次の通りとする。

- (1) 指定する支援法人：1法人
- (2) 指定の期間：1年間

4 事前協議を行うこと。

5 申請手段等は現指定法人に通知する。

6 指定の通知を文書で通知する。